

第9回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年9月17日

午後2時30分

場 所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和2年9月17日(木)午後2時30分～3時16分 2. 開催場所 那須烏山市役所南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(17人) 会長 17番 越雲 宏、職務代理者 9番 石川 実、1番 金子 博、2番 栗野 隆夫、3番 荒井喜代子、4番 鈴木 秀之、 5番 関 閣夫、6番 齋藤 勉、7番 栗野 育夫、8番 増子 謙一、10番 中山 忠夫、11番 久郷 義美、12番 滝田 功、 13番 栗田 義之、14番 塩野目富夫、16番 興野 礼子、18番 堀江 恒夫、各委員 4. 欠席委員(2人) 15番 小川 祥一、19番 塩野 哲男、各委員 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第221号)の承認について 日程第5 議案第4号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友 8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 係長 各務 卓馬 9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和2年 第9回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(越雲)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日の欠席委員は、15番 小川 祥一 委員、19番 塩野 哲男 委員の2名で、出席委員は、19名中17名でありますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は 越雲会長をお願いいたします。</p>
<p>議長(越雲)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 30分) 議事日程の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>< 議事日程の朗読 ></p>

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議事規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は、5番 関 閣夫 委員、6番 齋藤 勉 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 荒井 喜代子 委員をお願いします。
3番 荒井 喜代子 委員	<p>9月6日、早乙女推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容 贈与による所有権移転。主たる経営作物、麦、そば、カボチャ。農業従事年数10年。農機具の保有状況、現在はなし。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	整理番号2番について、13番 栗田 義之 委員をお願いします。
13番 栗田 義之 委員	<p>9月12日、石崎推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容 贈与による所有権移転。主たる経営作物、</p>

<p>(13番 栗田義之 委員)</p> <p>議長</p>	<p>水稻、野菜。農業従事年数、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、まもなく退職して親の後を継いで野菜作りをしたいという希望があるので可能です。取得地について耕作すると認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>整理番号3番、4番、5番について、9番 石川 実 委員にお願いします。</p>
<p>9番 石川 実 委員</p>	<p>9月10日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数、約50年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、耕運機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>9月10日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、耕運機。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>9月11日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、畜産。農業従事年数、約19年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、ベレー、マニアスプレッダ、ローダー。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
18番 堀江 恒夫 委員	●●●氏の案件ですが、営農計画書を見ますと、とても農業経営を行うような計画になっておりません。誰も後継ぎがないという状況で、今回農地を所得し新規就農をしていくらしいですが、事務局のほうではしっかりと経過観察していただいて、太陽光等の転用にならないようお願い申し上げます。
議長	では、地元委員にもしっかりと目を光らせて見ていただきたいと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、について、16番 興野 礼子 委員をお願いします。
16番 興野 礼子 委員	9月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が道路、南が宅地、北が水路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 2,056 m ² 太陽光発電設備の設置、売電単価 14 円。構造等、パネル 600 枚、周囲フェンス設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、

(16番 興野礼子 委員)	周辺状況及び転用の確実性など、用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、12番 滝田 功 委員にお願いします。
12番 滝田 功 委員	9月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路・道路、西が田、南が青地、北が道路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 1,174 m ² 太陽光発電設備の設置、売電単価 14 円。構造等、パネル 272 枚、周囲フェンス設置。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他、他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など、用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	上程中の議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第221号)の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。

事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第221号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第221号）については、新規1件、更新25件です。利用権の設定を受ける者16名、利用権を設定する者24名です。利用権の設定面積は、90,490㎡です。令和2年度累計は、192,702㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和2年9月30日公告予定です。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	事務局に聞いてもよろしいでしょうか。整理番号20番、これは更新でよろしいでしょうか。
議長	休憩いたします。（午後 2時 51分 ）
議長	再開いたします。（午後 2時 52分 ）
事務局（糸井）	利用集積計画の新規の書きかたですが、農地への動きに対しての新規か更新かで書き込んでおります。ご指摘の農地については、以前に●●●氏が借りていた農地で、もうすでに貸借の経歴がある農地について、借り手が●●●氏になったということで、更新という書きかたになっております。
議長	わかりました。
議長	< 他に質疑なし >
議長	上程中の議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第221号）の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長	<p>< 異議なしの声 ></p> <p>ただいま上程中の 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第221号）の承認について」 は、異議がないようですので申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。</p>
農業振興グループ（各務）	<p>お手元の資料21ページをご覧ください。今回の案件は、昭和45年度当時、南那須農業振興地域整備計画の策定以前から宅地として利用されていた土地であり、かけ違いであったことから農振除外するものです。（申出地位置を説明。）除外する面積は計1,837㎡です。既存の農家住宅と納屋2棟、家庭菜園及び市道との接道部分で最小限の面積と判断されます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ10月中旬に市の農業振興促進協議会において協議を行います。11月末から1月中旬まで公告閲覧等を行います。その後、2月上旬までに県と本協議を行い、2月中旬に除外完了となります。では、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、調査委員の報告をお願いいたします。</p>
8番 増子 謙一 委員	<p>9月15日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。今回の農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更は、非農地証明を目的とした農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び非農地の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地は議案第4号整理番号1のとおりです。調査方法、本人聞取、現地を見て確認。土地の履歴、平成13年7月29日、申出人の義父が相続により取得。変更を必要とする理由、この度、老朽化した住宅の建て替えの計画を進めていたが、申出地が農地であることが判明した。申出地は昭和15年頃から宅地として利用しており、今後も同様の利用を希望しているため。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、特になし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約80年。申出地は、昭和15年頃から宅地として利用し続けており、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。総合意見、調査の結果、農振除外の諸条件及び非農地認定の要件を満たすと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議長	続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。
4番 鈴木 秀之 委員	補足ですが、申請人である●●●氏はお婿さんで、義父が●●●氏で長男です。●●●氏の父から、兄弟で財産を分けた際に、本当の宅地は別の場所にあったが、義父の●●●氏が宅地並みの税金を払っていたので、宅地だと思ってその場所に家を建てた。その場所は農地であることは最近になって知ったということのようです。
議長	休憩いたします。（午後 3時 01分 ）
議長	再開いたします。（午後 3時 14分 ）
議長	説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 は、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第4号 「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」 は、異議がないようですので、「異議なし」として回答し、併せて、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される「非農地証明願出による現況地目の認定について」で、その内容に相違ない場合は審議を省略し、認定することに決定いたしました。
議長	以上をもちまして、本日の議事日程は終了したので、閉会といたします。
議長	（ 午後 3時 16分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月17日

議 長

5 番

6 番